

[問 33 参考]災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領

※厚生労働省 HP 平成 30 年 3 月 30 日 「災害派遣精神医療チーム (DPAT) 活動要領について」の一部改正について を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204723.html>

・ DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) の定義

「自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。このような活動を行うために都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPAT である。」と定められている。

○先遣隊

都道府県等 DPAT を構成する班のうち、発災から**概ね 48 時間以内**に、被災した都道府県等において活動できる班を先遣隊と定義する。先遣隊は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。

○先遣隊の後に活動する班

主に本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援等の役割を担う。

・ 都道府県等 DPAT における各班の構成

「以下の職種を含めた数名（車での移動を考慮した機動性の確保できる人数を検討）で構成すること。

- ・精神科医師※
- ・看護師
- ・業務調整員（ロジスティクス）：連絡調整、運転等の後方支援全般を行う者

※先遣隊を構成する医師は精神保健指定医でなければならない。先遣隊以外の班を構成する医師は精神保健指定医であることが望ましい。

被災地のニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて適宜構成すること。なお、地域の実情に応じて、都道府県等の職員だけでなく、関連機関（大学付属病院、国立病院、公立病院、その他の病院、診療所等）の職員で構成することができる。」と定められている。

・ 活動期間

「1 班当たりの活動期間は **1 週間（移動日 2 日・活動日 5 日）**を標準とする。」と定められている。